

他自治体における条例と計画の関係性

他市例1 高山市

(1) 高山市産業振興基本条例と高山市産業振興計画との関係

【高山市産業振興基本条例】 (平成21年6月17日施行 令和2年4月1日改正)

- ①目的
- ②定義
- ③**基本理念**
- ④産業振興計画の策定
- ⑤市の役割
- ⑥事業者の役割
- ⑦産業振興団体の役割
- ⑧金融機関の役割
- ⑨大学等の役割
- ⑩市民の協力等
- ⑪委任

③基本理念

産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を尊重しながら、豊かで特色ある地域資源の活用により域外市場産業の成長を促し、市内産業間や企業間のつながりを強化することにより、市内経済への波及と資金循環を促進し、市内経済の好循環の実現を目指すことを、事業者、産業振興団体、金融機関、大学等、市民及び市が共通認識し、連携のもと推進することを基本とする。

④産業振興計画の策定

市長は、基本理念に基づき、経済構造のあるべき姿を想定した産業振興計画を策定する。

条例の基本理念に基づき
経済構造のあるべき姿を想定した産業振興計画を策定



【高山市産業振興計画】 (令和2年3月策定)

経済構造のあるべき姿

飛騨高山ブランドのさらなる強化と地域資源の活用により「稼ぐ力」が向上し、市内経済へ波及することにより「経済の好循環」が図られている。

経済構造のあるべき姿の実現に向けて、5つの産業振興のための基本的方向に基づき施策を推進

【関係機関の役割】

⑤市の役割	市は、基本理念及び前条の産業振興計画に基づき、産業振興のための施策を実施していくものとする。 市は、基本理念に基づいた事業者の取組に対し、積極的な支援を行い、良好な環境づくりに取り組むものとする。 市は、事業者、産業振興団体、金融機関、大学等、市民、国及び県との連携を図り、相互に情報交換及び協力が可能な体制を構築するものとする。 市は、中小企業者等の実態を把握し、中小企業者等の振興に関する施策を効果的かつ効率的に実施するものとする。
⑥事業者の役割	事業者は、基本理念に基づき、常に自助努力及び経営革新に努めるとともに、地域住民との協調、市民の良好な生活環境の保全、地域資源の活用、市内産業とのつながりの強化、地球環境への負荷の低減並びに市民の消費生活の安定及び安全確保に取り組むものとする。 事業者は、産業振興団体に積極的に加入し、市又は産業振興団体が行う産業振興のための施策又は事業に率先して参画及び協力するよう努めるものとする。 域外資本企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、事業活動を行うにあたっては、市内において生産される商品の購入及び提供されるサービスの利用、市内における雇用の確保、景観への配慮に積極的に取り組むなど、市内経済の好循環が図られるよう努めるものとする。
⑦産業振興団体の役割	産業振興団体は、基本理念に基づき、自らの組織の強化を図りながら、事業者の創意工夫及び自助努力を支援する活動を行うとともに、市と協力し、積極的に産業振興のための施策を実施するものとする。
⑧金融機関の役割	金融機関は、基本理念に基づき、事業者が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう円滑な資金の提供、経営相談その他の方法により支援するとともに、産業振興のための施策に積極的な協力を行うものとする。
⑨大学等の役割	大学等は、基本理念に基づき、産業振興のための施策に協力を行うよう努めるものとする。
⑩市民の協力等	市民は、市内において生産される商品の購入及び提供されるサービスの利用を行うなど、市内経済の好循環が図られるよう努めるとともに、市、産業振興団体及び金融機関が行う産業振興のための施策等に対する理解を深め、積極的な協力を行うものとする。

他市例2 廿日市市

(1) 廿日市市産業振興基本条例と廿日市市産業振興ビジョンとの関係

【廿日市市産業振興基本条例】 (平成28年4月1日施行)

- ①目的
- ②定義
- ③基本理念
- ④市の責務
- ⑤事業者の役割
- ⑥産業経済団体の役割
- ⑦金融機関の役割
- ⑧市民の理解と協力
- ⑨産業振興審議会の設置

③基本理念

産業の振興は、事業者の創意工夫及び自主的な経営努力を尊重すること並びに市、事業者、産業経済団体、産業支援機関、金融機関、大学、まちづくり活動団体及び市民等の多様な主体が相互に連携し、協働により推進することにより、事業者の活力が最大限に発揮され、持続的な地域社会の発展を図ることを旨として、行われなければならない。

産業の振興は、基本理念に即し、次に掲げる事項を基本的な方針として推進するものとする。

- (1) 多様な産業特性及び地域特性を持つ第一次産業、第二次産業、第三次産業の連関を一層推進し、新たな経済循環の創出を図ること。
- (2) 地域に密着し、中小企業及び小規模企業の持続的な発展を図ること。
- (3) 新たな価値を創出し、社会経済情勢の変化や市場の動向への即応を図ること。
- (4) 地域資源を積極的に活用し、新事業の創出を図ること。
- (5) 質の高い雇用を創出するとともに、市民の暮らしの基盤である多様な就労機会の増大を図ること。

産業振興の基本方向、横断的戦略及び施策並びに推進方策を明らかにする



【廿日市市産業振興ビジョン】 (平成28年3月策定)

将来イメージ

挑戦！ はつかいち広域経済都市圏の形成

産業振興の4つの基本方向

- 循環させる
- 呼び込む
- 打って出る
- 産業インフラの整備

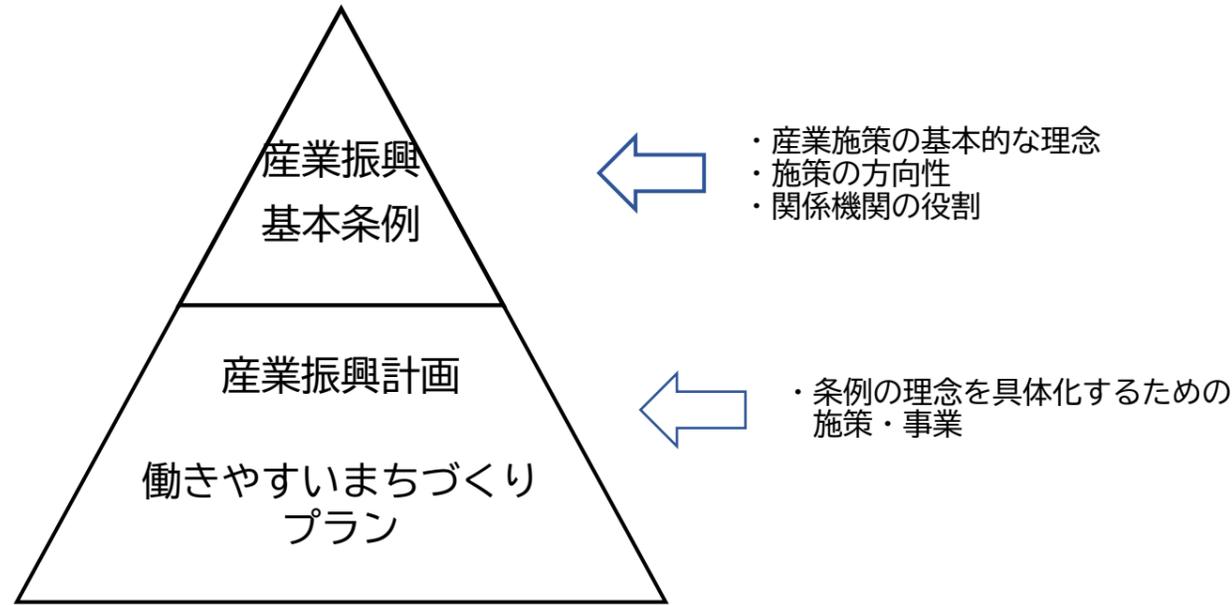
産業振興の4つの基本方向に沿った7つの横断的戦略及び施策

【関係機関の役割】

④市の責務	市は、市内の産業の実態を的確に把握するとともに、基本方針に即し、事業者、産業経済団体、産業支援機関、金融機関、大学、まちづくり活動団体及び市民等との連携及び協働により、産業の振興に関する施策を一体的及び相乗的に展開しなければならない。 市は、国及び広島県との適切な役割分担のもと、中小企業及び小規模企業の持続的な発展のための支援に努めなければならない。
⑤事業者の役割	事業者は、基本方針に即し、創意工夫及び自主的な経営努力により、経営基盤の強化、就業機会の増大、人材の育成及び多様な労働条件の整備に努めるものとする。 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚するとともに、市の産業施策及び産業経済団体等による事業に積極的に協力するよう努めるものとする。 事業者は、法令の規定を遵守するとともに、自らの事業活動に期待される社会的な意義及び役割を認識し、これに応えるよう努めるものとする。
⑥産業経済団体の役割	産業経済団体は、基本方針に即し、事業者の経営の改善発達を支援するとともに、社会一般の福祉の増進に努めるものとする。 産業経済団体は、経済活動又は地域産業を振興させることにより地域社会に貢献するよう努めるものとする。
⑦金融機関の役割	金融機関は、業務の公共性に鑑み、基本方針に即し、事業者の健全な事業活動及び創業を支援することにより、地域経済の健全な発展に寄与するよう努めるものとする。
⑧市民の理解と協力	市民は、中小企業及び小規模企業が自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて理解するよう努めるものとする。 市民は、産業の振興が自らの生活をより豊かにし、地域の持続的な発展に寄与することを理解し、地産地消を心掛け、地域経済の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

他市例3 西宮市

(1) 西宮市産業振興基本条例と西宮市産業振興計画等との関係



条例の理念を具体化するための施策・事業

【第3次西宮市産業振興計画】 (平成31年3月策定)

基本理念

暮らしと調和した「にぎわい・活力」の創出
～文教住宅都市・西宮の産業の発展をめざして～

基本方針

(1) 地域経済の持続的発展
基本方針1 既存産業の基盤強化
基本方針2 地域資源を生かした産業振興
基本方針3 新たなビジネスの担い手づくり
(2) 地域社会の活力向上
基本方針4 企業市民のまちづくりへの参画促進

【西宮市働きやすいまちづくりプラン】
人材の確保・育成

【西宮市産業振興基本条例】 (平成31年4月1日施行)

- ①目的
- ②定義
- ③基本理念
- ④基本方針
- ⑤市の責務
- ⑥事業者の役割
- ⑦産業支援機関の役割
- ⑧大学等の役割
- ⑨市民の理解及び協力
- ⑩産業振興計画の策定等
- ⑪産業振興施策の実施
- ⑫産業振興計画の変更
- ⑬産業振興に関する調査及び研究等

③基本理念

市は、事業者の自主的な努力及び創意工夫をもとに産業振興及び雇用の促進を実現させることにより、地域経済を持続的に発展させ、もって地域社会の活力が向上するよう、事業者、産業支援機関その他の関係機関と連携するものとする。

④基本方針

- (1) 事業者からの経営課題に関する相談並びに事業者の立地及び定着に対する支援その他総合的な支援の体制を整備すること。
- (2) 地域資源を生かした産業の創出及び発展を支援すること。
- (3) 産業の新たな担い手の創出に資する起業又は創業を支援すること。
- (4) 産業に携わる人材の確保及び育成を支援すること。

【関係機関の役割】

⑤市の責務	市は、事業者、産業支援機関、大学等及び市民に対して、基本理念に基づき産業振興が行われるべきことを広く周知し、理解を得るとともに、国、県、産業支援機関その他の関係機関と連携して産業振興に当たるものとする。
⑥事業者の役割	事業者は、経済的社会的環境の変化に応じて、自主的な努力及び創意工夫により事業活動を計画的に行うとともに、経営改革、人材育成及び雇用の促進に努めるものとする。 事業者は、地域社会を担う企業市民として、その事業活動を通じて、地域社会の活力の向上に貢献するよう努めるものとする。
⑦産業支援機関の役割	産業支援機関は、市が実施する産業振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。 産業支援機関は、事業者に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改革等の支援に努めるものとする。
⑧大学等の役割	大学等は、産業振興を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。 大学等は、事業者が行う研究開発に対する支援に努めるものとする。
⑨市民の理解と協力	市民は、産業振興及び雇用の促進が地域経済の持続的な発展及び地域社会の活力の向上に資することを理解し、市が実施する産業振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

他市事例4 松江市

(1) 松江市中小企業・小規模企業振興基本条例と松江市中小企業・小規模企業振興計画との関係

【松江市中小企業・小規模企業振興基本条例】 (令和元年7月12日施行)

- ①目的
- ②定義
- ③基本理念
- ④基本方針
- ⑤市の責務
- ⑥中小企業・小規模企業の努力
- ⑦中小企業・小規模企業支援団体の役割

- ⑧金融機関等の役割
- ⑨教育機関及び大学等の役割
- ⑩大企業の役割
- ⑪市民の協力
- ⑫振興会議の設置等
- ⑬財政上の措置
- ⑭委任

③基本理念

中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を市、中小企業者、小規模企業者、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、教育機関、大学等、大企業及び市民が共有する基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業が本市経済の発展に寄与し、及び雇用の場を創出するものとして、市民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であることを踏まえること。
- (2) 中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に対する自主的な努力を促進すること。
- (3) 人材の育成及び雇用の確保を推進すること。
- (4) 本市が有する産業基盤及び特色ある地域資源を十分に活用するとともに、地域経済の循環の促進を図ること。
- (5) 市、中小企業者、小規模企業者、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、教育機関、大学等、大企業及び市民が相互に連携及び協力して推進すること。

④基本方針

市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 経営の革新及び経営基盤の安定・強化
- (2) 市民生活の向上に資する商業及びサービス業の振興
- (3) 創業及び新たな事業活動の促進
- (4) 円滑な事業承継の促進
- (5) 地産地消等の推進による地域内の経済循環活性化の促進
- (6) 培われた歴史・文化、豊かな自然及び食を活用した国内外からの観光客の誘致促進
- (7) 事業活動を担う人材の育成及び確保並びに労働環境の改善
- (8) 地域資源を活用した事業活動の促進
- (9) 技術力、経営力等の高度化の促進
- (10) 農水商工連携、6次産業化の促進
- (11) 中小企業・小規模企業の事業活動の振興に資する企業誘致の促進
- (12) 地域及び社会貢献への取組の促進

【松江市中小企業・小規模企業振興計画】 (令和2年3月策定)

基本理念

きらりと光る元気な企業群づくり

基本方針

- 1 事業発展(経営基盤強化・成長促進)への支援
- 2 人材の育成・確保
- 3 起業・創業の推進、円滑な事業承継

【関係機関の役割】

⑤市の責務	市は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めるものとする。
⑥中小企業・小規模企業の努力	中小企業・小規模企業は、基本理念に基づき、経済的社会的環境の変化に対応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。 中小企業・小規模企業は、雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努めるものとする。 中小企業・小規模企業は、地域社会の一員として、地域活動に積極的な取組を行うよう努めるものとする。 中小企業・小規模企業は、地域資源を活用し、及び市内において生産され、製造され、若しくは加工された製品又は提供されるサービスを有効に活用するよう努めるものとする。 中小企業・小規模企業は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。
⑦中小企業・小規模企業支援団体の役割	中小企業・小規模企業支援団体は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の実態を把握し、並びに経営の安定及び向上に対して積極的かつ効果的な支援を行うとともに、市に対する情報提供、提案等の協力を行うよう努めるものとする。 中小企業・小規模企業支援団体は、中小企業・小規模企業及び新たに中小企業・小規模企業になるようとする者の中小企業・小規模企業支援団体への加入を自ら積極的に促すことにより、会員の増加に努めるものとする。 中小企業・小規模企業支援団体は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
⑧金融機関等の役割	金融機関等は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の資金需要、販路拡大、技術革新等に対して適切に対応することにより、中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上に協力するよう努めるとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
⑨教育機関及び大学等の役割	教育機関は、基本理念に基づき、教育活動を通じて、中小企業・小規模企業の魅力及び実績を理解し、並びに勤労及び職業に対する意識の啓発その他の必要な協力を行う。 大学等は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業と連携した研究開発の推進及びその成果の社会への還元並びに人材の育成に努めるとともに、輩出された人材が中小企業・小規模企業において活躍できる機会を増やせるよう努めるものとする。 教育機関及び大学等は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
⑩大企業の役割	大企業は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展に果たす重要な役割を理解し、並びに中小企業・小規模企業との連携及び協力を努めるとともに、市が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。 大企業は、地域資源を活用し、及び市内において生産され、製造され、若しくは加工された製品又は提供されるサービスを有効に活用するよう努めるものとする。
⑪市民の協力	市民は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業が地域経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、並びに中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。 市民は、地域資源を活用し、及び市内において生産され、製造され、若しくは加工された製品又は提供されるサービスを有効に活用するよう努めるものとする。 市民は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模企業の振興を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定